

議案説明書

行政経営部 人事課

提出議会：令和5年第4回定例会

1 案件名

議案第145号 佐野市職員の給与に関する条例及び佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正について

2 概要

佐野市職員の給料表、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改める。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

人事院勧告等に伴い、各給料表、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定する。

第1条

- ・初任給調整手当の限度額を増額改定
- ・第13条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に文言を改める。
- ・職員の令和5年12月期の期末手当及び勤勉手当支給割合の引上げ
特定幹部職員以外

12月期 期末手当 1.20月 → 1.25月 (+0.05月)
【年間 2.40月 → 2.45月 (+0.05月)】
勤勉手当 1.00月 → 1.05月 (+0.05月)
【年間 2.00月 → 2.05月 (+0.05月)】
【賞与年間 4.40月 → 4.50月 (+0.10月)】

内定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員含む)(以下再任用職員という。)

12月期 期末手当 0.675月 → 0.700月 (+0.025月)
【年間 1.35月 → 1.375月 (+0.025月)】
勤勉手当 0.475月 → 0.500月 (+0.025月)
【年間 0.95月 → 0.975月 (+0.025月)】
【賞与年間 2.30月 → 2.35月 (+0.05月)】

特定幹部職員

12月期 期末手当 1.00月 → 1.05月 (+0.05月)
【年間 2.00月 → 2.05月 (+0.05月)】
勤勉手当 1.20月 → 1.25月 (+0.05月)
【年間 2.40月 → 2.45月 (+0.05月)】

【賞与年間 4.40月 → 4.50月 (+0.10月)】

内再任用職員

12月期 期末手当0.575月 → 0.600月 (+0.025月)

【年間 1.15月 → 1.175月 (+0.025月)】

勤勉手当0.575月 → 0.600月 (+0.025月)

【年間 1.15月 → 1.175月 (+0.025月)】

【賞与年間 2.30月 → 2.35月 (+0.05月)】

・行政職及び医療職給料表のすべての級・号給について増額改定(別表第1、第2)

第2条

職員の本改定により引き上げられる期末手当及び勤勉手当支給割合の令和6年度以降における6月期及び12月期への分割

特定幹部職員以外

期末手当 6月期、12月期とも

1.225月(再任用職員は0.6875月)

【年間2.45月(再任用職員は1.375月)】

勤勉手当 6月期、12月期とも

1.025月(再任用職員は0.4875月)

【年間2.05月(再任用職員は0.975月)】

特定幹部職員 期末手当 6月期、12月期とも

1.025月(再任用職員は0.5875月)

【年間2.05月(再任用職員は1.175月)】

勤勉手当 6月期、12月期とも

1.225月(再任用職員は0.5875月)

【年間2.45月(再任用職員は1.175月)】

第3条

・特定任期付職員の令和5年12月期の期末手当支給割合の引き上げ

12月期 1.65月 → 1.75月 (+0.10月)

【年間 3.30月 → 3.40月 (+0.10月)】

・給料表の増額改定(別表)

第4条

特定任期付職員の本改定により引き下げられる期末手当支給割合の令和6年度以降における6月期及び12月期への分割

6月期、12月期とも 1.70月 【年間3.40月】

4 その他の事項

施行日：第1条及び第3条 公布の日(給料表の増額改定は令和5年4月1日遡及)

第2条及び第4条 令和6年4月1日